

平成28年分 市民税・県民税の 申告と相談



平成28年分の市民税及び県民税（市・県民税）の申告と相談は2月7日（火）から15日（水）までは梅田・境野・川内・相生・菱・広沢公民館で、2月16日（木）から3月15日（水）までは市役所6階会議室で受け付けます。

受付時間、黒保根地区及び日曜日の受付期間などについては下表のとおりです。なお、今年度から各会場の受付時間及び期間について大幅に変更になりました。

日曜申告については新里総合センターと黒保根支所のみを受け付けとなります。お問い合わせは、税務課市

間違いの無いよう御注意ください。

問い合わせは、税務課市民税係（☎内線226）、新里支所市民生活課（☎742212）又は黒保根支所市民生活課（☎962111）へ。

申告の前に準備を

申告・相談会場は、混雑が予想されますので、事前に住所、氏名、職業、電話番号など必要事項の記入や、申告に必要な領収書などの計算を済ませていただきますよう御協力をお願いいたします。

全地区対象の申告・相談受付場所

期日	時間	場所
2月7日（火）	9:00～13:00	梅田公民館
2月8日（水）	9:00～13:00	境野公民館
2月9日（木）	9:00～13:00	川内公民館
2月10日（金）	9:00～13:00	相生公民館
2月14日（火）	9:00～13:00	菱公民館
2月15日（水）	9:00～13:00	広沢公民館
2月16日（木）～3月15日（水）	9:00～16:00	市役所6階会議室
2月16日（木）～3月3日（金）	9:00～16:00	新里総合センター3階第1会議室
3月1日（水）～3月8日（水）	9:00～12:00	黒保根支所2階第2会議室

※税理士会の申告受付コーナーを2月24日（金）から3月7日（火）に市役所6階会議室に設置します。

黒保根町対象の申告・相談受付場所

対象地区	期日	時間	場所
涌丸下・上・田沢上	2月16日（木）	9:00～15:00	黒保根支所2階第2会議室
田沢下・中	2月17日（金）	9:00～15:00	
清水	2月20日（月）	9:00～15:00	
柏山上・鹿角・高檜・楡沢	2月21日（火）	9:00～15:00	
柏山下	2月22日（水）	9:00～15:00	
出合原・前田原	2月23日（木）	9:00～15:00	
川口・城・本宿	2月24日（金）	9:00～15:00	
水沼下・八木原	2月27日（月）	9:00～15:00	
水沼上・津久瀬	2月28日（火）	9:00～15:00	

日曜日の申告・相談受付場所

対象地区	期日	時間	場所
新里町全地区	3月5日（日）	9:00～12:00	新里総合センター3階第1会議室
黒保根町全地区	3月5日（日）	9:00～12:00	黒保根支所2階第2会議室

※日曜日の申告は新里総合センターと黒保根支所のみを受け付けとなりますので御注意ください。

申告が必要な人

市・県民税の申告が必要な人は、平成29年1月1日現在、市内に居住している人で、

ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得者で年末調整が正しく済まされた給与支払報告書が勤務先から市役所に提出された人で、その他の所得がない人は、市・県民税の申告をする必要はありません。



**マイナンバーの記載が
必要です**

社会保障・税番号制度（マ

イナンバー制度）の導入に伴い、今回の申告からマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、扶養親族や事業専従者についてもマイナンバーを記載していただく必要があります。

本人確認に必要な書類など、詳しいことは、広報きりゅう平成28年12月号に記載してありますので御確認ください。

**申告用紙の郵送を
廃止します**

これまで前年の状況で、申告が必要と思われる人に対し、申告用紙を郵送していましたが、今年度から申告用紙の郵送を廃止し、代わりに申告案内のハガキを郵送します。

なお、申告用紙は、各申告会場及び市ホームページに有ります。

また、申告用紙の郵送を



平成28年分
市民税・県民税申告用紙

希望する場合は、税務課市民税係（☎内線226）へ御連絡ください。

年金の源泉徴収票を郵送します

老齢年金を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます。この源泉徴収票には、過去の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、この源泉徴収票が必要になりますので、大切に保管してください。

1月31日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失した場合には、年金証書を持参の上、桐生年金事務所にて再発行の手続きをしてください。

なお、遺族年金、障害年金には税金が掛かりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

問い合わせは、桐生年金事務所（☎44-2311）又は市民課年金係（☎内線273）へ。

介護保険料口座振替納付済 通知書を郵送します

平成28年分介護保険料口座振替納付済通知書を1月中旬に郵送します。この通知書には、平成28年1月から12月までに口座振替により納付した介護保険料額が記載されています。

確定申告の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390・391）へ。

後期高齢者医療保険料の口座 振替納付済通知書を郵送します

平成28年分後期高齢者医療保険料口座振替納付済通知書を1月中旬に郵送します。この通知書には、平成28年1月から12月までに口座振替により納付した保険料額が記載されています。

確定申告の際に必要なとなりますので大切に保管してください。

問い合わせは、医療保険課保険税係（☎内線274・275）へ。

確定申告の準備はお早目に

インターネットでも確定申告ができます



られており、長時間お待ちいただく場合があります。

インターネットで確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅などで所得税（復興特別所得税）・個人消費税・贈与税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。

復興特別所得税の確定申告会場を桐生税務署4階会議室に開設します。
相談期間（土、日、祝日を除く）
2月16日（木）から3月15日（水）まで
相談時間
午前9時から午後5時まで
※受け付けは午前8時30分から午後4時まで。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税など申告書の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

なお、控除対象配偶者及び扶養親族の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。

所得税・復興特別所得税は2月16日（木）から3月15日（水）まで
桐生税務署では、所得税・

確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限

確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受け付けを早目に締め切る場合があります。申告書の作成には時間を要しますので、午後2時頃までにお越しください。

なお、確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限

インターネットで確定申告
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅などで所得税（復興特別所得税）・個人消費税・贈与税の確定申告書や青色決算書などが作成できます。

「確定申告書等作成コーナ

「確定申告書等作成コーナー」の操作方法などに関する問い合わせは、「e-Tax」作成コーナーヘルプデスク（☎0570・01・5901）へ。

受付時間
月曜日～金曜日（土、日、祝日及び年末年始を除く）
さらに便利な「e-Tax」を御利用ください

国税電子申告・納税システム「e-Tax」を利用すれば、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータを、インターネットを利用して提出（送信）することができます。

・ 24時間いつでも提出できます
・ 添付書類などの提出省略になります
・ 還付が迅速です
・ 混雑する申告会場で待つ必要がありません

◎まずはホームページを御覧ください
初めて「e-Tax」を利用する場合には、事前準備が必要となります。

詳しい利用方法などは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で御確認ください。

公的年金などを受給されている人へ

確定申告不要制度のお知らせ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。※所得税の確定申告が必要でない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている人は、この制度は適用されません。

問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎223121）へ。